

## 法人協会ニュース

### ■農林水産省「バイオマス利活用フロンティア推進事業」のご紹介 —地域の取り組みへのソフト支援—

農林水産省は各省庁とともに「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定しました。バイオマス・ニッポン総合戦略とは、循環型社会の構築と地球温暖化防止等に向け、バイオマスを最大限利活用する「バイオマス・ニッポン」を実現するための戦略です。

この戦略においては、基本的な考え方の一つとして「地域を重視」した施策のあり方が示されています。地域が主体的に取り組み、地域の実情に最も適したシステムを選んでいくことが望まれます。

農林水産省では、こうした地域におけるバイオマスの利活用を推進するための予算措置として、新たに「バイオマス利活用フロンティア推進事業」を創設しました。

本事業は、バイオマス利活用計画の策定、利活用システム構築、バイオマス利活用に関する調査・実証等の取り組みを支援するもので、農業法人の方々が事業実施主体として、家畜排せつ物処理対策等の現場ニーズに応じて事業に取り組みよう措置しています。

この機会に、ぜひ本事業をご活用ください。



シートを活用した簡易対応による家畜排せつ物処理施設

連絡先 農林水産省農村振興局  
農村政策課農村資源利活用班  
TEL 03-3502-8111(内線4624・4625)

「AgriBusiness 経営塾」159号  
2003年8月7日発行



発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365  
Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
URL : http://www.hojin.or.jp/

# AgriBusiness 経営塾

No. 159

## 法務講座 ①9

… 会員の方のご質問にお答えします  
取引先が倒産！  
さて、その時の対応は？

寺本法律会計事務所  
弁護士  
磯井 美葉

本講座①9（「経営塾」145号）の、裁判所を通じた手続のご紹介の中で、民事再生や破産といった手続についてご説明しました。

今回は、自分たちがこのような手続を使うのではなく、取引先など、相手方が倒産した場合の問題点について、よくいただく質問から、いくつかの具体例に即してお話します。

### ●売掛金の回収について

**Q** 取引先が倒産しました。売掛金を回収することは可能でしょうか？

**A** 取引先が倒産した場合、残念ながら、売掛金については、回収をあきらめなければならぬ場合がほとんどです。法的な破産手続、民事再生手続などが開始した場合には、裁判所から、その旨の通知が送られてくると思いますので、それにしたがって債権届けをすることになります。

債権届けをしておく、破産会社に財産が残っていた場合には、その残余財産の中から、各債権者に対して、債権額に応じた配当が行われることとなります。（民事再生の場合は、後日決まる再生計画に従って弁済が行われることとなります）

### ●自社製品の引き揚げについて

**Q** 倒産した会社の倉庫に、自社の納品した製品がある、というような場合に、これを引き揚げることはできるでしょうか？

**A** すでに法的な破産手続が開始している場合には、管財人が破産会社の財産を管理しており、納品済みの商品を勝手に引き揚げることはできません。破産会社に残った財産は、管財人によって、すべての債権者のために換価され、配当に充てられることとなります。

法的な破産手続は開始していないものの、相手が不渡りを出し、売掛金の回収が困難と考えられる場合にも、商品の引き揚げについては、勝手に行うのは危険です。小売店側の承諾なしに商品を引き揚げると、いかに代金未収の自社製品であっても、窃盗罪等の責任を追及されることにもなりかねません。

承諾は、社長など、その店を法的に代表する人からとればよいのですが、社長が不在のような場合は、店の責任者と考えられる人の承諾でもよいでしょう。この場合の商品の引き上げは、法律的には、売買契約の解除による返品か、売買代金の代わりに商品を受け取る代物弁済ということになります。

ただし、その後法的な破産手続が開始した場合には、破産法上の否認権の対象となり、行為の効果が否定されることもあります。

※売買契約の売り主は、商品について先取特権を有していますので、この先取特権に基づいて、商品の競売を申し立てることもできます。

※なお、ひとくちに「倒産」といってもいろいろな段階があります。不渡りを出した場合に、よく倒産といわれますが、これは法的な意味での破産などとは別の概念です。ただ、このような事態が起こった場合、そのあとに引き続いて法的な破産等の手続きがとられることとなります。

### ●倒産会社への買掛金の支払い

**Q** 倒産した取引先の従業員が、自分たちの給料に充てるから、自分たちに買掛金を直接支払ってくれとか、取引先の債権者が、自分たちの債権の支払いに買掛金を充てるので支払ってほしい、などと言ってきます。このような形で買掛金の支払いをしてもよいのでしょうか？

**A** 法的な破産手続や民事再生手続が開始していなければ、依然として買掛金はその会社に対して支払うこととなります。

しかし、いくら従業員や債権者であることが明らかであっても、この人たちに直接支払ってよいわけではありません。この人たちが、取引先から債権譲渡を受けているとか、弁済受領のための代理権を授与されているという事情がなければ、この人たちへの支払いは有効な支払いとはなりませんので、場合によっては二重に支払いをしなければならぬことにもなりかねません。

代理権の有無や、債権譲渡の事実について、十分確認することが必要です。また、債権譲渡については、譲渡の事実だけでなく、譲渡の通知や承諾といった対抗要件も必要となります。

これらの事情が確認できない場合には、安易に支払いをせずに、供託などの手段を使うべきでしょう。

※法的な破産手続が開始していれば、裁判所の選任した管財人から、買掛金を支払うように連絡があると思いますので、管財人に対して支払うこととなります。

※民事再生の場合は、財産管理権限が破産会社に残る場合もありますので、その場合は従前どおり破産会社に対して支払うこともあります。